



## 地域に必要・効果的な施策

### (施策1-7) 巨樹・名木の保全

○二宮神社などの文化財を活かし、地域のシンボルづくり、個性づくりを進めます。

### (施策2-1) 公園不足地区における優先的整備の推進

○地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、公園の充実を図ります。

### (施策2-1-2) 生産緑地の活用

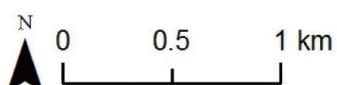
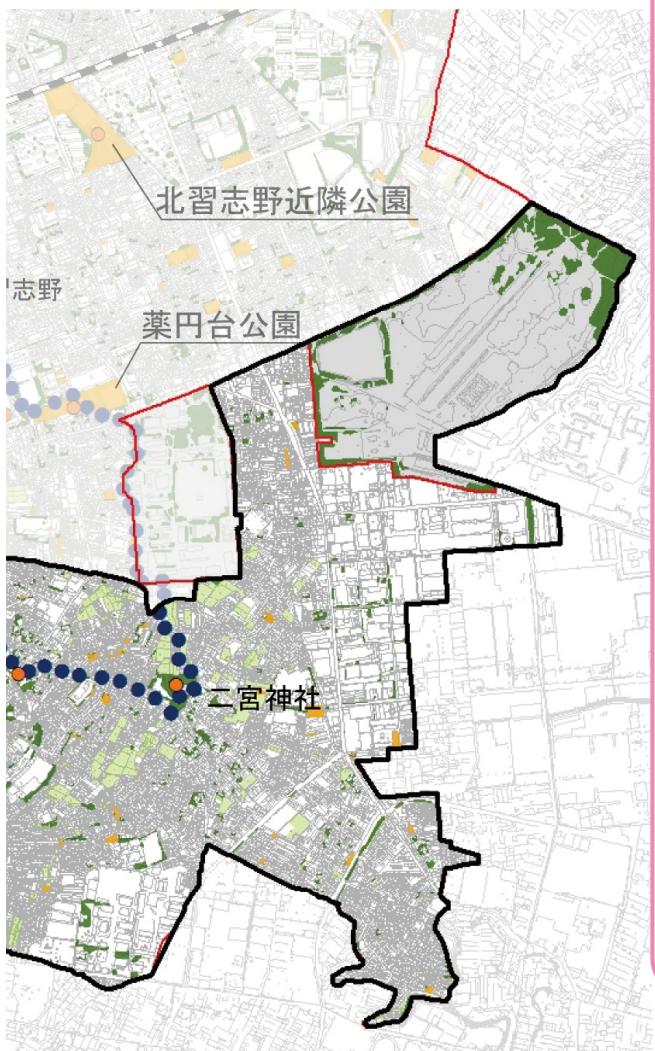
○津田沼駅近くの農地等は住宅地の貴重な緑地空間であるため、生産緑地制度の活用により保全を図ります。また、宅地開発される際には緑化の指導・協議をしていきます。

### (施策3-4) 生垣助成

○民家などに残る生垣を保全し、その街並みを残していくため、生垣に対する助成を行っていきます。

### (施策3-5) 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

○宅地開発の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導により緑のまちづくりを推進していきます。



●··· 散策路	□ 市街化区域
● 巨樹・名木	■ 市街化調整区域
	□ 地域区分

## 7) 習志野台地域

### 地域の概要

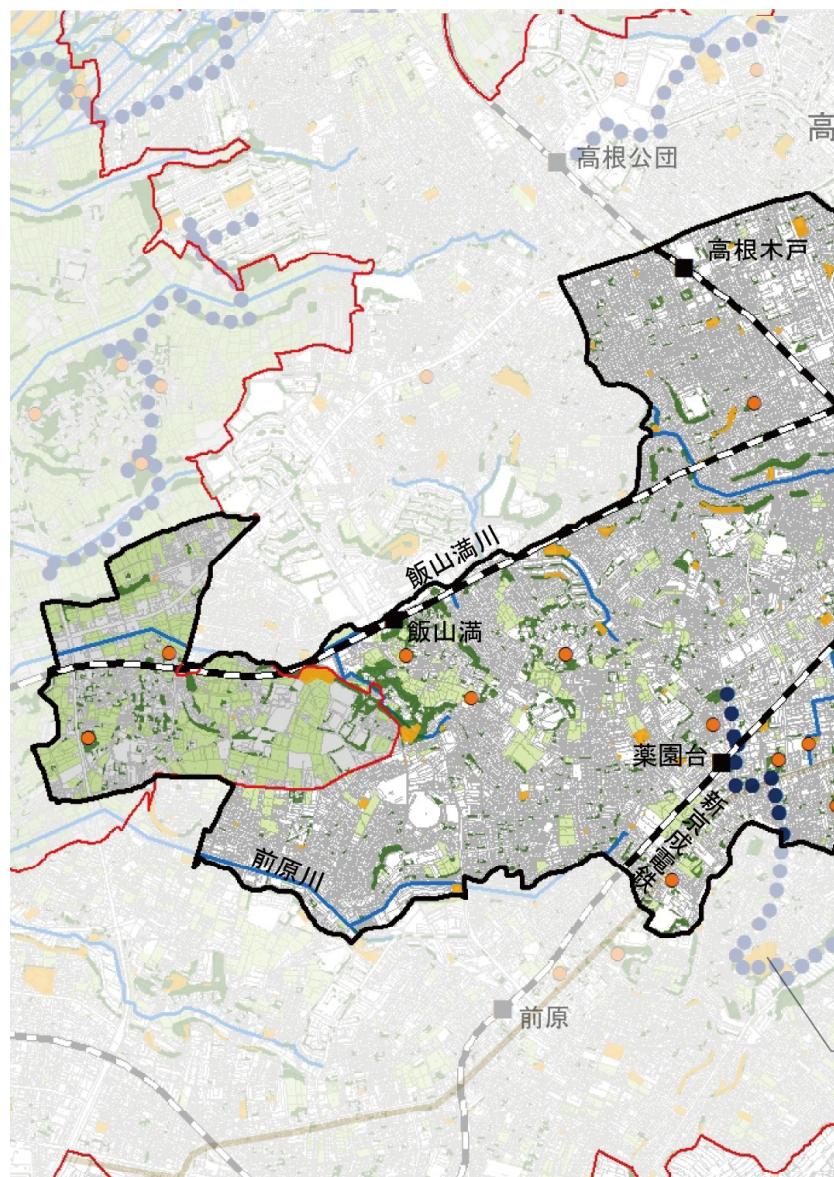
明治期に習志野原が陸軍の演習場となり、成田街道沿いでは、軍人相手の商店や飲食店が街並みを形成し、昭和初期には半商半農のまちとして栄えました。戦後、軍用地は自衛隊敷地を残して大部分が解放され、昭和40年代に入ると、日本住宅公団（現：UR都市機構）による大規模な開発が進み、市街地が形成されました。その周辺には自然発生的な住宅地が広がっています。

南北方向に新京成電鉄の薬園台駅、習志野駅、北習志野駅、高根木戸駅の4駅が、東西方向に東葉高速鉄道の飯山満駅、北習志野駅の2駅があり、鉄道の便が良い地域となっています。地域の東端には日本大学や付属中・高校などが立地し、地域の持つ土地利用の特徴ともなっています。

### 現況と課題

- 地域の西側には、地域の風土景観要素となる樹林地、社寺林が残されており、一部には湧水池や住宅地の生垣化も見られます。これらの水と緑の保全と活用による、地域個性豊かな緑地環境づくりが課題となっています。
- 地域の東側には、公園や緑地がUR都市機構などの開発により比較的整備されています。その他の地域では、身近な公園や防災に配慮した公園など、市街地の特性に合わせた公園や緑地の整備促進が必要です。
- 飯山満駅周辺では土地区画整理事業が実施されているため、公園や緑地の整備を含めた緑豊かなまちづくりを推進していく必要があります。

### 地域の現況図



● 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
■ 公園不足地区
▨ 市街化調整区域

凡例

● 都市公園等
■ 樹林地
▨ 農地

—— 河川等
▨ 風致地区
● 拠点施設



## 地域に必要・効果的な施策

### (施策1-7) 巨樹・名木の保全

○地域の西側に多い社寺には地域に根付いた巨樹・名木が残るため、地域のシンボルとして保全していきます。

### (施策2-3) 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備

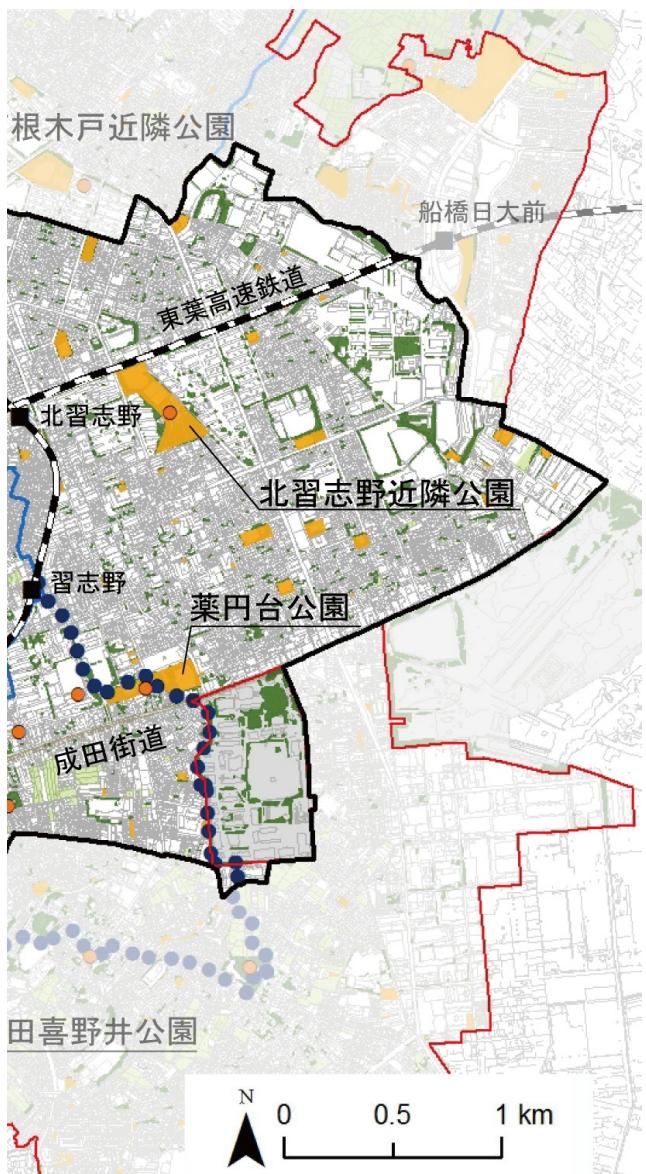
○飯山満駅周辺の土地区画整理事業の実施に際し、公園整備等の協議を行い、必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑化に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

### (施策3-3) 公共施設の緑化

○既存の緑地空間を保全するとともに、公共施設の整備・改築等の際には、生垣やシンボルツリーの整備などにより、新たに地域のシンボルとなる緑を創り出し、うるおいのある都市環境の形成を図ります。

### (施策3-4) 生垣助成

○民家に残る生垣を保全し、その街並みを残していくため、生垣に対する助成を行っていきます。



●··· 散策路	□ 市街化区域
● 巨樹・名木	■ 市街化調整区域
	□ 地域区分

## 8) 新高根・芝山地域

### 地域の概要

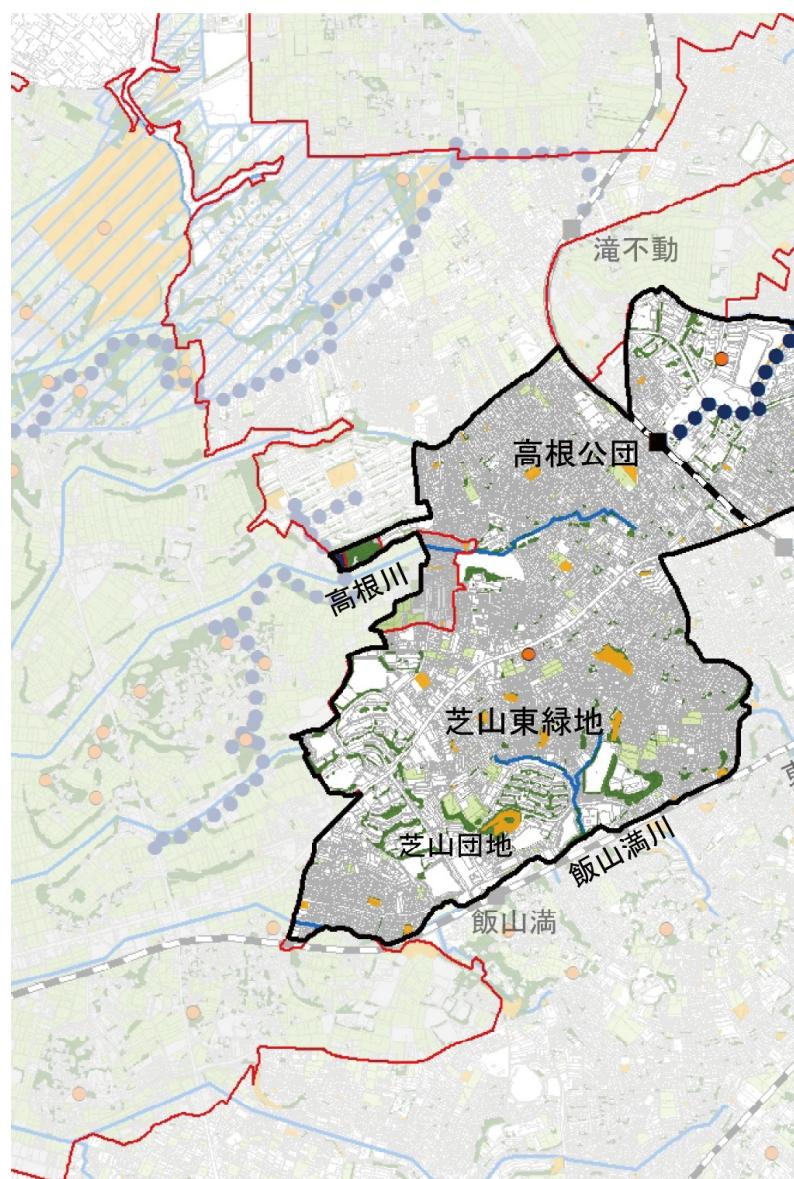
低地部には水田が、台地部には牧場や畑が設けられ、古くから農業が営まれてきました。この地域は、高根村から分かれた高根台・新高根と飯山満村から分かれた芝山といった3つの町により構成され、それぞれ特徴のある地域を形成しています。

地域の一角には陸軍の演習場がありましたが、戦後、新京成線が開業し、高根木戸駅が開設されると、昭和30年代以降、台地部を中心に大規模な住宅地の開発が進みました。その周辺には、自然発生的な住宅地が形成されています。平成8年開業の東葉高速線沿いに新しい住宅地が開発され、昭和60年以降減少を続けていた人口は、平成21年から平成23年にかけては横ばいとなりました。

### 現況と課題

- 高根川及び周辺地域における良好な自然環境の保全が課題となっています。
- 高根台などの計画的に開発された地区を中心に公園が整備されていますが、他の地区では公園や緑地の整備は十分とはいえません。このため、不足する地区的身近な公園などの整備や住宅地内の緑化が課題となっています。
- 飯山満駅周辺の土地区画整理事業や高根公団駅周辺での建替事業等の実施に際し、公園や緑地の整備を含めた緑豊かなまちづくりを推進していく必要があります。

地域の現況図



● 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
■ 公園不足地区
▨ 市街化調整区域

凡例

都市公園等

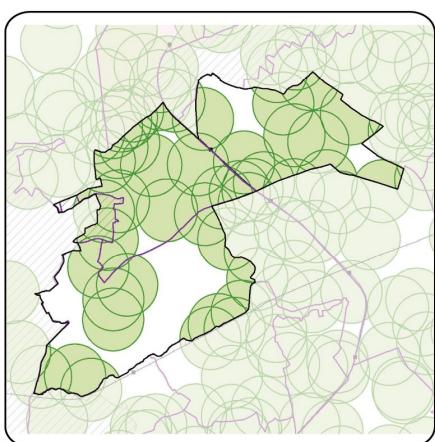
樹林地

農地

河川等

風致地区

拠点施設





## 地域に必要・効果的な施策

### (施策2-3) 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備

○飯山満駅周辺の土地区画整理事業や高根公団駅周辺の建替事業等の実施に際し、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑化に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

### (施策2-1 1) 都市公園の再整備による活性化

○施設の老朽化や利用形態の変化により公園利用状況の低下がみられる公園においては、地域の状況に合わせた再整備により活性化を図ります。

### (施策3-2) 自然を活かした水辺環境の創出

○飯山満川や芝山団地内の調整池などをうるおいのある水辺空間として活用することを検討します。

### (施策3-3) 公共施設の緑化

○既存の緑地空間を保全するとともに、公共施設の整備・改築等の際には、生垣やシンボルツリーの整備などにより、新たに地域のシンボルとなる緑を創り出し、うるおいのある都市環境の形成を図ります。



●··· 散策路	□ 市街化区域
● 巨樹・名木	■ 市街化調整区域
□ 地域区分	

## 9) ハ木が谷地域

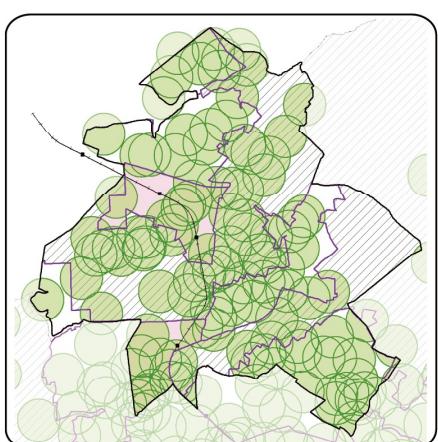
### 地域の概要

ハ木が谷は、江戸時代以来農業中心の地域で、昭和35年頃からは、梨の栽培をはじめとする近郊農業が営まれるようになりました。

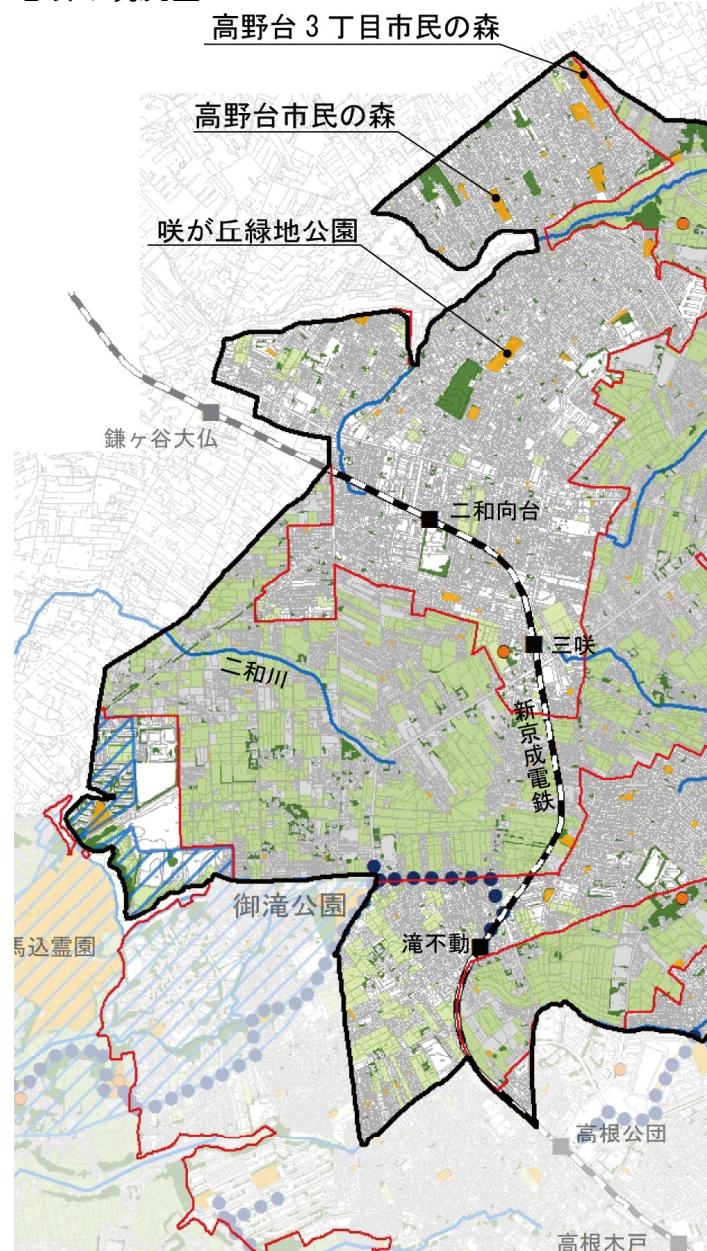
昭和30年代に高根台団地の入居が始まると、新京成線沿線の北側は、古和釜から分かれた松が丘や大穴地区と同様に宅地化が進み、新興住宅地が形成されました。現在、住宅地を主体とした市街地が、市街化調整区域を挟んで、北側、中央、及び南側に3分割された形で形成されています。

### 現況と課題

- 南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸とのつなぎ目にあたります。このため、地域個性を活かした緑地環境を形成するとともに、相互の環境軸を結ぶ工夫が必要です。
- 地域内には樹林地が比較的多く残され、農地の緑とともに地域の特徴となる豊かな景観を構成しています。これらの良好な緑地の保全が必要です。
- 一部の小規模な住宅開発地内に街区公園が整備されていますが、地域全体として公園や緑地が不足しています。地域の特性に合わせた公園や緑地の整備促進と、住宅地内の緑化推進が必要です。
- 市街化調整区域の一部には、農村地域の良好な景観が残されているため、これらの保全と合わせた生活環境の改善が必要とされています。



地域の現況図





● 散策路  
● 巨樹・名木  
□ 市街化区域  
■ 市街化調整区域  
□ 地域区分

## 地域に必要・効果的な施策

### (施策1-3) 市民の森による樹林地の保全・活用

○ハ木が谷北市民の森などの良好な樹林地や農地を保全し、緑豊かな環境の形成を図ります。

### (施策1-4) 指定樹林制度の活用

○市街地に残された貴重な緑については、指定樹林制度を活用するなどして、市民とともに保全を図ります。

### (施策2-1) 公園不足地区における優先的整備の推進

○地域内の公園が不足している地区においては、利用者ニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、身近な公園の充実を図ります。

### (施策2-5) 隣接する市街化調整区域での公園整備

○公園が不足した地域において、住宅地に隣接する市街化調整区域での公園整備も検討します。

### (施策2-9) 特色ある公園等の整備

○大穴地区周辺に、市民が気軽に運動やレクリエーションに親しむことのできる公園を整備します。また、地域に点在する耕作放棄地を、農地本来の持つ機能を活かしながら市民農園として活用することや、子どもから高齢者までだれもが気軽に利用できる身近な公園として整備するよう検討していきます。

### (施策3-2) 自然を活かした水辺環境の創出

○南北環境軸の南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸をつなぐ地区として、地域の水と緑を保全し、自然豊かな環境の形成を図ります。

○二重川流域や木戸川流域については、健全な水循環系の再生を図ることで、水質の改善と生物の生育・生息の場を創出します。また、木戸川については、水や緑を感じられる親水拠点の整備を推進します。

# 10) 豊富地域

## 地域の概要

昭和44年以降、県と日本住宅公団（現：UR都市機構）により千葉ニュータウン小室地区が開発され、良好な住宅市街地が形成されています。それ以外の地区は、集落が農地の中に点在し、緑豊かな環境に恵まれています。

畑作を中心に農業が営まれ、果樹園が点在し、庭先販売も見られます。また、地域の中央部には先端工業団地である船橋ハイテクパークが開発され、地域南部の坪井地区においては土地区画整理事業が実施され緑豊かな街並みが形成されています。

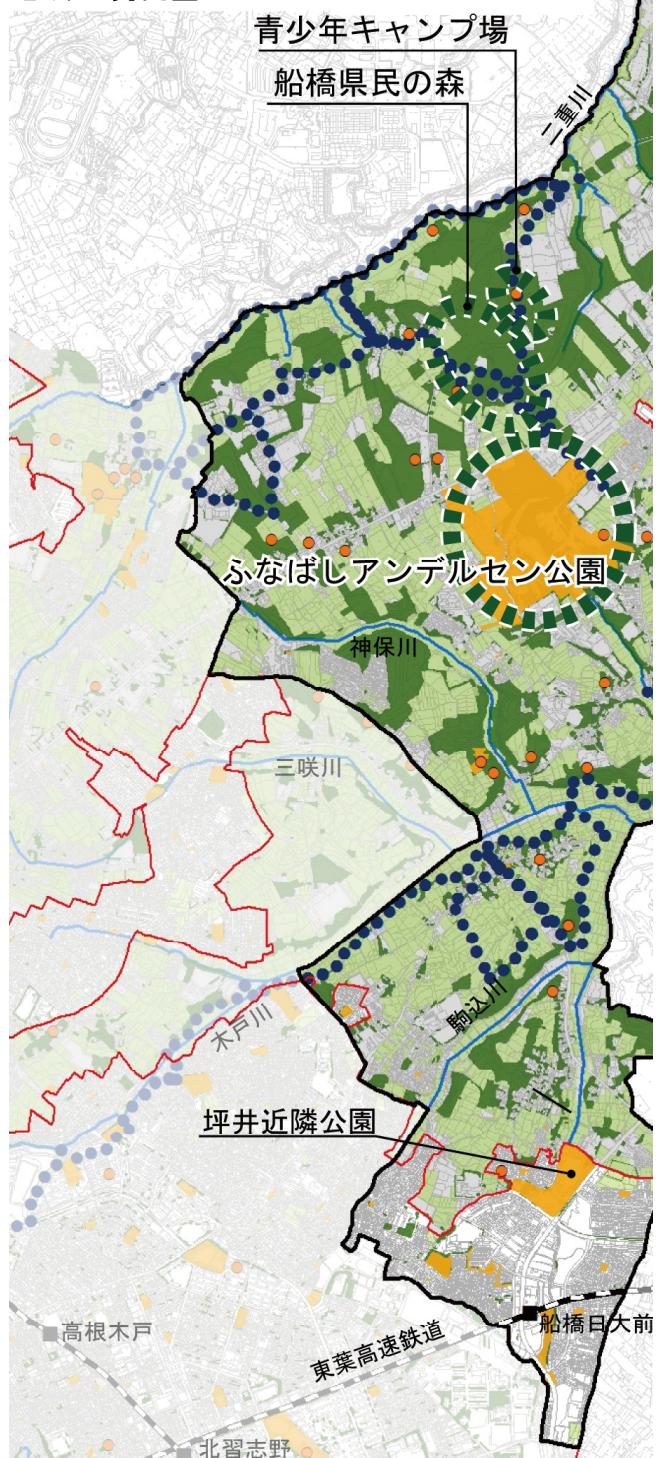
## 現況と課題

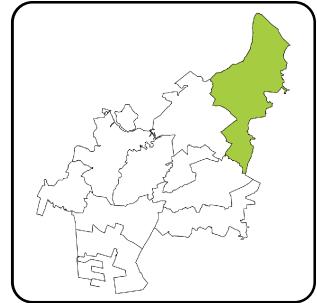
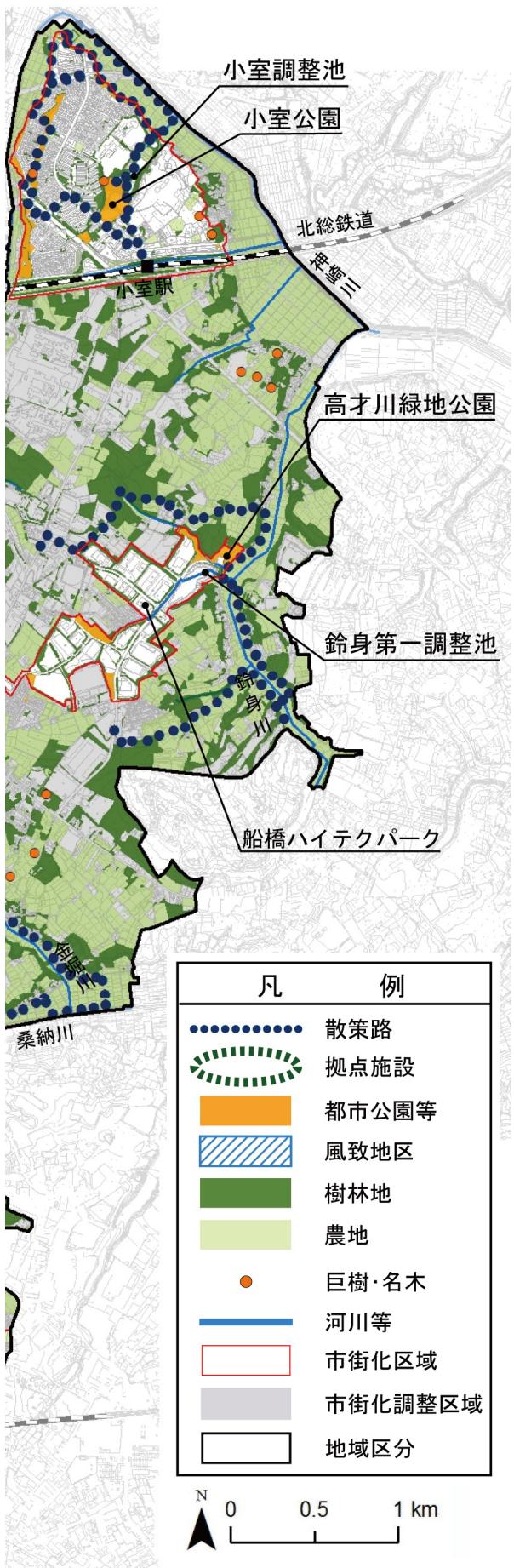
- ふなばしアンデルセン公園、船橋県民の森などの緑の拠点となる緑地があります。  
また、水辺としては、桑納川、神崎川等が流れています。さらに、地域内には樹林地が比較的多く残されており、良好な農地とともに、地域の特徴となる景観を構成しています。これらの貴重な水と緑の保全が課題となっています。
- 市内の緑地の多くがこの地域にあり、本計画では北部アンデルセン環境軸として位置づけられています。緑豊かな景観を持つ北部アンデルセン環境軸形成のための事業推進が課題となっています。
- 市街化調整区域の一部には、農地と樹林等からなる農村地域の良好な景観が残されています。これらの保全とそれを活かした緑にふれる散策路の活用を検討する必要があります。



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地区
- ▨ 市街化調整区域

## 地域の現況図





## 地域に必要・効果的な施策

### (施策1-4) 指定樹林制度の活用

○樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、保全を図ります。

### (施策1-5) 特別緑地保全地区の指定

○船橋県民の森と青少年キャンプ場を含めた良好な緑地空間にあっては、特別緑地保全地区の指定も検討します。

### (施策2-9) 特色ある公園等の整備

○ふなばしアンデルセン公園の完成に向け整備を推進するとともに、施設の改修などを行い、公園の魅力を高めます。

### (施策3-2) 自然を活かした水辺環境の創出

○坪井地区での重点的な緑の保全と創出を図るとともに、木戸川については、水や緑とふれあえる親水拠点の整備を推進します。

### (施策6-6) 緑の散策路の普及・推進

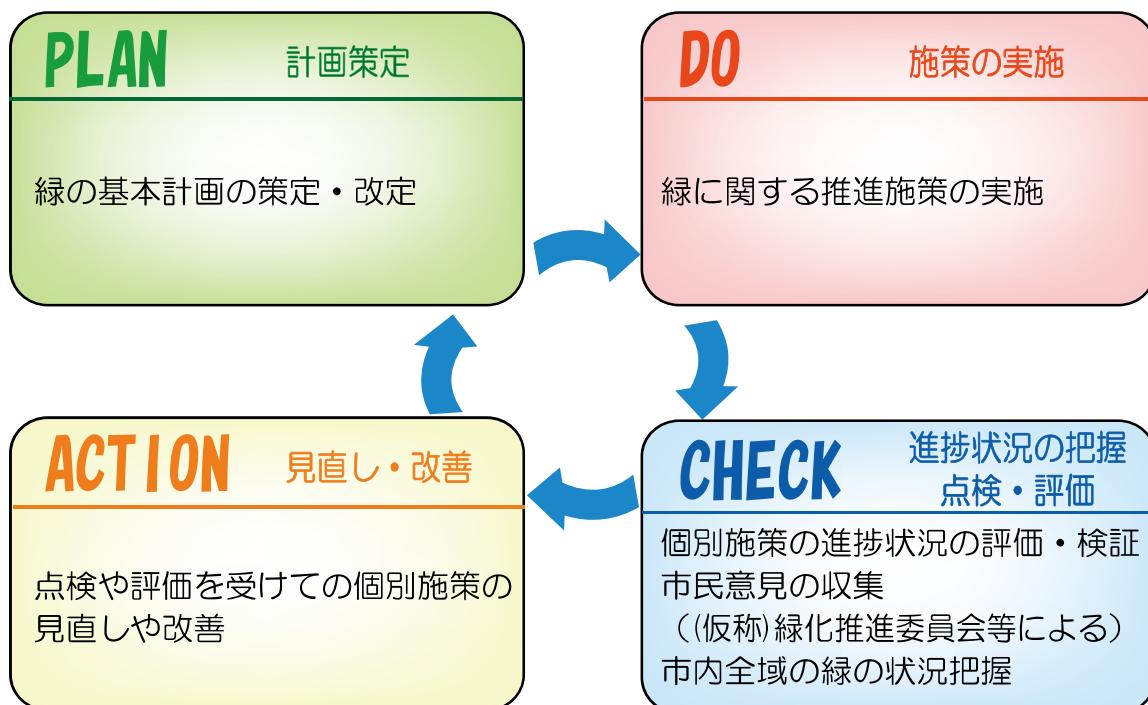
○ふるさとを感じ、緑や水にふれられるような、樹林地や農地、民家や社寺の緑、さらには河川の水辺空間をつなぐ緑豊かな散策路を普及・推進します。

# 第6章 計画策定後の進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画策定）、DO（施策の実施）、CHECK（進捗状況の把握、点検・評価）、ACTION（見直し・改善）のPDCAサイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の策定・改定を行い本計画の実行性を高め、DOで具体的な施策を実行し、CHECKで個別施策の進捗状況の評価・検証を行うとともに（仮称）緑化推進委員会等による市民の意見を取り入れ、ACTIONで計画の推進に関する点検や評価を受けての推進施策の見直しや改善を行います。

PDCAサイクル



本計画の目標年度は平成47年度ですが、中間年度である平成37年度には全体的な計画内容の検証・見直しを図ります。また、社会情勢の変化や緑に関する新しい考え方など、本計画の策定にあたり重要な基礎条件に変更があった場合については、整合を図るために見直しを行うものとします。

各個別施策については、施策内容やその効果により1年から3年程度の定期的な検証を行い、施策の修正等を行います。

さらに、上記の進行管理結果をホームページ等により公開することで、より実行性を高めます。

# 第7章 緑の基本計画とは

## 1 緑の基本計画の必要性と意義

「緑の基本計画」は、平成6年6月の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正において創設された、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

### ◆ 緑の基本計画の必要性と意義

- ・個性あるまちづくりを進める上で、「緑のあり方」に対する市民の関心の高まりに応え、ビジョンを明確化していく必要があります。
- ・都市の緑は何も施策を講じないと失われていく恐れがあるため、確実に保全していくためには長期的で総合的な計画が必要です。

これらを整理し、緑のあり方とその実現方針を示すことが、市民に最も身近な地方公共団体である市の役割として求められています。

### ◆ 緑の基本計画策定による効果

#### 市民

- ・緑への関心が高まっている市民のニーズに対し、基本方針等を示すことにより対応することができます。
- ・緑豊かな生活環境を形成していくために、市民の参加や協力によってまちづくりが推進されます。

#### 市

- ・本市の目指す緑の将来像の実現に向けて、緑豊かな都市形成を行うための指針となります。
- ・計画の目標実現へ向けて、行政内部での合意形成が促進されます。
- ・重点的、効率的な事業の推進が可能となります。

### ◆ 緑の基本計画の特徴

- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・計画の策定または変更に際して、住民意見を反映するよう求められています。
- ・法律に基づく措置から緑に関する普及啓発等のソフト施策に至るまで、幅広い内容が含まれます。
- ・市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいくよう、計画内容を公表するよう努めることになっています。

## ② 船橋市緑の基本計画改定の背景

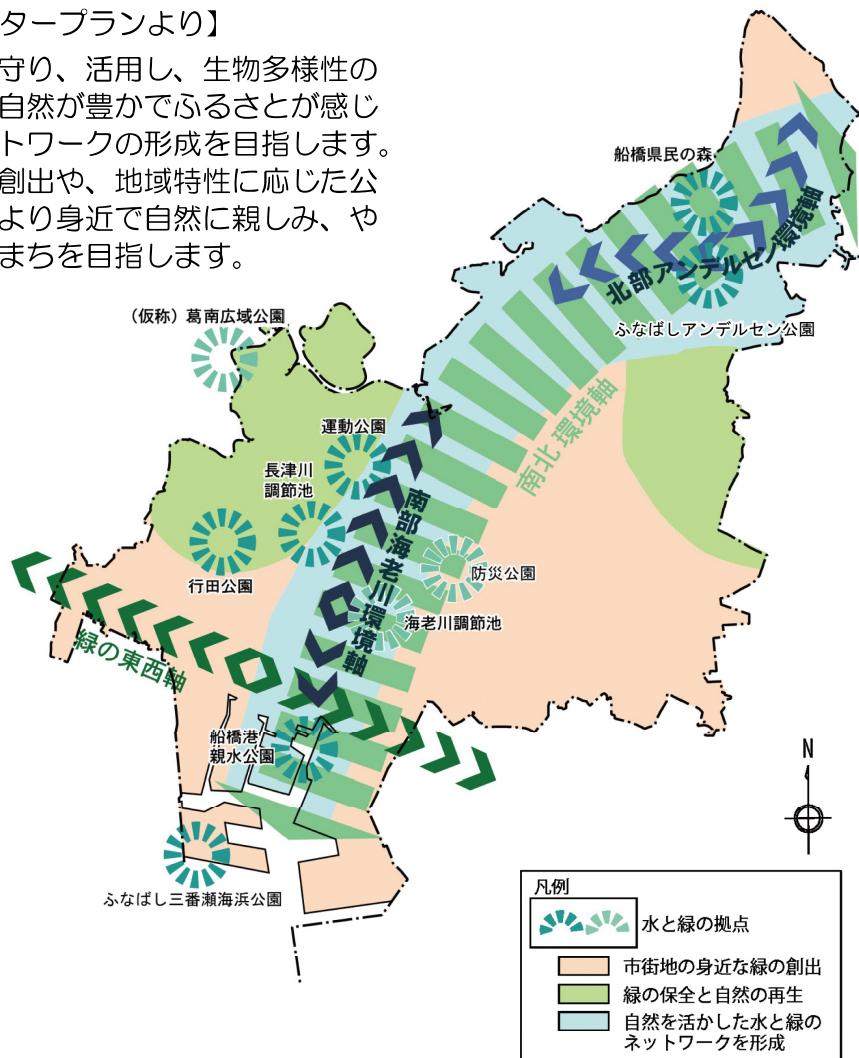
船橋市緑の基本計画は平成9年3月に策定し、平成19年10月に改定を行いました。

平成23年に起きた東日本大震災に起因する防災意識の高まりや、異常気象の一因と考えられている地球温暖化への対策といった社会情勢の変化、また、緑化に関する普及・啓発活動をしていた財団法人船橋市緑の基金の解散といった経緯を踏まえ、現状に合った計画とするために改定を行うこととしました。

### 【船橋市都市計画マスターplanより】

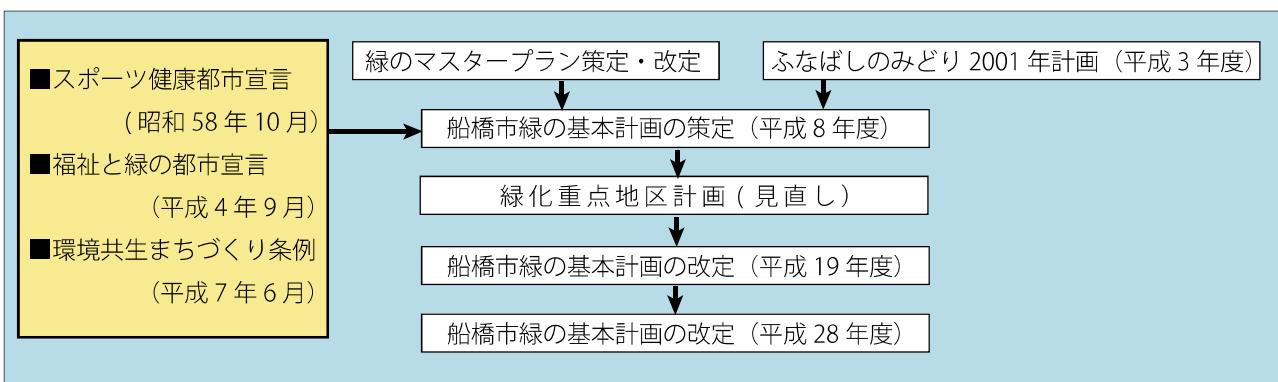
豊かな水辺と緑を守り、活用し、生物多様性の確保にも配慮した、自然が豊かでふるさとが感じられる水と緑のネットワークの形成を目指します。

また、新たな緑の創出や、地域特性に応じた公園づくりを推進し、より身近で自然に親しみ、やすらぎを感じられるまちを目指します。



水とみどりの方針図

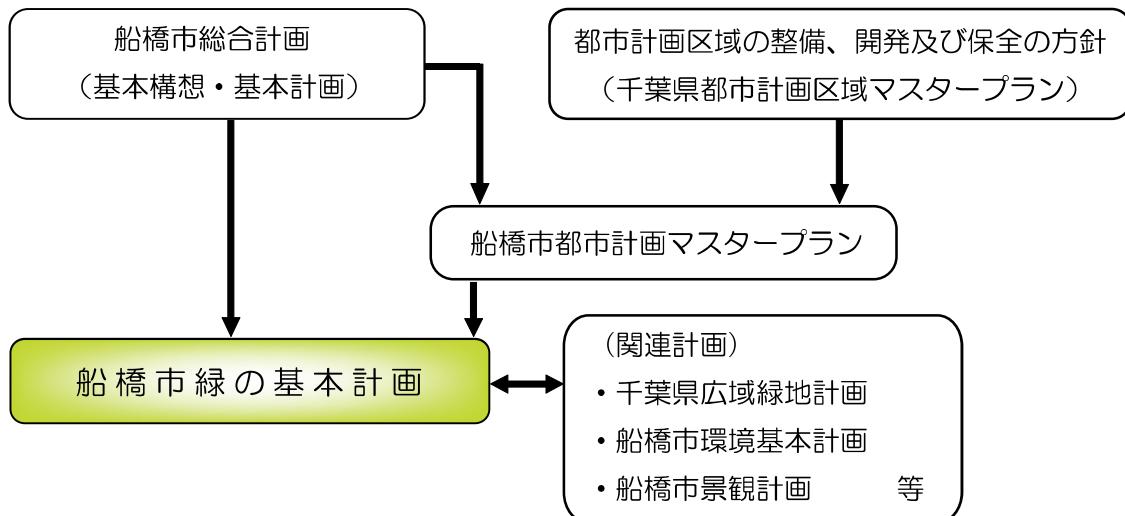
### ●緑の基本計画の経過



## (1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、市の総合計画、都市計画マスターplanのもとに位置づけられ、環境基本計画や景観計画などと密接な関係を持っています。

### ■緑の基本計画の位置づけ



## (2) 国・県の動向

- ◆平成16年の都市緑地法改正では、緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進や景観形成に係る新たな制度が設けられました。また、緑の基本計画に「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針」を定めることが追加されるなど、計画内容の充実が図られました。これにより「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけされました。  
さらに、「緑の基本計画」は、これまで「環境基本計画との調和が保たれたものであること」、「都市計画マスターplanの首都圏の近郊緑地保全計画に適合していること」が求められてきましたが、この法改正で新たに「景観法による景観計画との調和が保たれているものであること」が追加されています。
- ◆「生物多様性の保全」は、「地球温暖化」と並ぶ21世紀の2大環境問題です。平成22年10月に愛知県で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、平成23年（2011年）以降の生物多様性の確保に関する「新戦略計画、愛知目標」が採択されたほか、「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」も採択されるなど、生物多様性の確保のための取り組みが世界的にも進展しています。  
平成23年10月には都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性の確保の視点が追加され、さらには、そのための配慮事項等をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を国土交通省が策定しています。
- ◆平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が国で策定され、これまでの地球温暖化の緩和策に対して自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復する適応策等が示されました。
- ◆千葉県では、平成28年3月に、県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）を変更し、「豊かな自然を継承し、持続可能な街」を含む4つの基本理念が示されました。
- ◆平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、「都市と緑・農の共生」を目的とする上で都市農地を都市の貴重な緑地として適正に保全していくという方向性が示されました。

### (3) 今回の緑の基本計画改定の課題と考え方

今回の緑の基本計画改定に関しては、下記の6点を基本的な考え方として改定を行いました。

#### ① 市民との協働による計画の推進

都市公園等の増加と地域社会の多様化に合わせ、多様な公園の利用形態に対応できるよう、市と市民それぞれが、施策ごとにふさわしい役割分担を行いながら計画を推進していきます。

#### ② 民有地の緑の維持・保全

土地所有者による適切な維持管理がなされるような取組みを検討するとともに、民有地の良好な緑を保全するために、NPO、ボランティア等の協力を得て、できる限り民有地の緑を現状のまま維持・保全していきます。

#### ③ 質の高い緑の創出

緑の量を増やすだけでなく、緑の機能を高め、目にみえて、風格のある、質の高い緑をつくり育てていきます。

#### ④ 進行管理できる計画目標の設定

わかりやすく、進行管理ができる目標設定をすることで、より実効性を高めます。

#### ⑤ 実行性を高める進行管理体制の構築

設定した目標の進捗状況を把握し、より実効性を高めるための管理体制を構築します。

#### ⑥ わかりやすさと興味を持ってもらえる計画

様々な主体が緑の保全・創出に取り組んでいくために、計画を推進する手法、背景などを明確にして、わかりやすい計画にするとともに、レイアウト等も含め読みやすく、興味を持ってもらえるような計画とします。